

## 東浦町運行バス「う・ら・ら」広告掲載に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、東浦町運行バス「う・ら・ら」の広告掲載に関して、東浦町有料広告掲載要綱に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載車両)

第2条 広告の掲載は、東浦町運行バス「う・ら・ら」のうち、町長が広告掲載を認める車両に行うものとする。

### (広告掲載の枠数等)

第3条 広告掲載の規格、枠数及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告掲載の位置は、バス車両の内外部で町長が指定した位置とする。

3 広告の内容及びデザインが東浦町有料広告掲載要綱第3条及び東浦町有料広告掲載基準第2条に規定するもののほか、バス車両に掲載することが適当でないと町長が判断したものは掲載しない。

### (広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報ひがしうら及びホームページで行うものとする。

2 広告掲載の申し込み期間は、町が別に定める募集案内によるものとする。

### (掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の初日から末日まで(1月1日及び12月31日を除く。)の1か月を単位として、1年度につき、最大で12か月まで掲載することができる。

2 申込者の希望により、掲載初日を月の途中から、また、掲載終了日を月の途中とすることもできる。この場合、掲載料は、掲載初日の属する月及び掲載終了日の属する月は、1か月掲載したものとみなして算定する。

3 天災、事故、故障、点検、車検等により1か月の運行日数が運行計画日数の半分に満たない場合は、広告掲載料を返還するものとする。

### (掲載料の還付)

第6条 広告主は、前条第3項の規定により、広告掲載料の還付を受けようとするときは、東浦町運行バス「う・ら・ら」広告掲載料還付請求書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 返還する広告掲載料には、利子を付さない。

### (掲載の取下げ)

第7条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げる場合は、東浦町運行バス「う・ら・ら」広告掲載取下申出書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げた場合、東浦町有料広告掲載要綱第11条の規定に基づき、納入済みの広告掲載料は、還付しない。

### (広告主の責務)

第8条 広告主は、掲載広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、町長が指定する期日までに広告物を作成し、町長が指定する場所に掲載するものとする。

- 3 広告主は、広告掲載期間終了日までに広告を撤去又は回収し、原状回復するものとする。
- 4 掲載期間中にバス車両を更新する場合、新車両の車内側面窓ガラスに掲載する広告は広告主が作成するものとする。
- 5 掲載中の広告の破損、紛失等について、町はその責を負わない。  
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

広告の位置			規格	各号車 当たりの 枠数	広告掲載料 (消費税及 び地方消費 税を含む。)	
1号車、 2号車及び 4号車	車内	側面	上部	紙印刷 B3版（縦364mm×横515mm）	9枠	1枠1月 1,000円
			窓ガラス	ステッカー（剥離の際ガラスに跡が残らない再剥離タイプ） 縦250mm以内×横500mm以内	4枠	1枠1月 1,500円
	車外	側面	運転席側	マグネット製平版にインクジェット印刷 ラミネート貼り又はカッティングシート により広告デザインを施したもの 縦500mm以内×横650mm以内 ※四隅を丸く加工すること。	3枠	1枠1月 3,000円
			乗降口側		3枠	1枠1月 3,500円
		後部	マグネット製平版にインクジェット印刷 ラミネート貼り又はカッティングシート により広告デザインを施したもの 縦400mm以内×横600mm以内 ※四隅を丸く加工すること。	1枠	1枠1月 3,500円	
3号車	車内	側面上部	紙印刷 B3版（縦364mm×横515mm）	5枠	1枠1月 1,000円	
	車外	側面	運転席側	マグネット製平版にインクジェット印刷 ラミネート貼り又はカッティングシート により広告デザインを施したもの 縦500mm以内×横650mm以内 ※四隅を丸く加工すること。	2枠	1枠1月 3,000円
			乗降口側		1枠	1枠1月 3,500円
		後部	マグネット製平版にインクジェット印刷 ラミネート貼り又はカッティングシート により広告デザインを施したもの 縦297mm以内×横840mm以内 ※四隅を丸く加工すること。	1枠	1枠1月 4,000円	

小型 11号車 及び 小型 12号車	車外	側面	運転 席側	マグネット製平版にインクジェット印刷 ラミネート貼り又はカッティングシート により広告デザインを施したもの 縦 500mm 以内×横 650mm 以内 ※四隅を丸く加工すること。	1 枠	1 枠 1 月 3,000 円
			乗降 口側		1 枠	1 枠 1 月 3,500 円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

## 東浦町運行バス「う・ら・ら」広告掲載料還付請求書

東 浦 町 長

申込者 住所  
名称  
代表者職氏名  
電話

東浦町運行バス「う・ら・ら」広告掲載に関する取扱要領第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

還付対象期間	年 月～ 年 月（ か月）
請 求 額	円
振込先	金融機関名 銀 行 信用金庫 本店・支店 農業協同組合
	預金種目 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	口座番号
	(フリガナ) 口座名義

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

## 東浦町運行バス「う・ら・ら」広告掲載取下申出書

東 浦 町 長

申込者 住所  
名称  
代表者職氏名  
電話

広告掲載を取り下げたいので東浦町運行バス「う・ら・ら」広告掲載に関する取扱要領第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出します。

記

取下日	年 月 日
取下理由	